平成２６年（フ）第４７３５号
大阪市北区天満１丁目11番20―906号
債務者　廣川　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１９号
大阪府枚方市高野道２丁目20番７―407号
債務者　大橋　一男
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８２０号
大阪府枚方市高野道２丁目20番７―407号
債務者　大橋　貞江
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８２１号
大阪府摂津市千里丘５丁目２番
債務者　日永　歩美（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８２９号
大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目20番地の16
債務者　長谷さとみ
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３０号
大阪市天王寺区生玉寺町７番54―907号
債務者　島吉　富江
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４３号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目16番24号
債務者　足立久美子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４８号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目７番３―203号、前住所大阪市大正区南恩加島３丁目７番17号
債務者　日髙　明男
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６号
長崎県長崎市古賀町1641番地２　203
債務者　朝長　歩未（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
鹿児島県指宿市西方5194番地１
債務者　馬場由紀子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県南さつま市加世田益山7684番地
債務者　宮下　睦恵
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１２９号
長野県上田市上野61番地24
債務者　丸山　由香（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３９０号
静岡県湖西市鷲津336番地の20　河原アーバンハイツＡ101、前住所静岡県湖西市鷲津1029番地の11
債務者　奥原　文惠
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４１６号
大阪府四條畷市北出町17番２号　ハイツ昴202
債務者　尼崎　真也
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６５６号
大阪市西淀川区佃１丁目１番74―1409号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目14番４号
債務者　木下恵美子（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７号
岐阜県高山市下切町1629番地
債務者　宮ノ腰大介
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第４３９号
岡山市中区平井６丁目１番１号パークプレイス平井131号室
債務者　河内　麻希
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部